

# 第1回 徳島県手話言語条例検討委員会 議事録

## 1 日 時

令和6年7月30日（火）  
15時から16時30分まで

## 2 場 所

徳島県庁11階 1104会議室

## 3 出席者

### 【委員】（13名）

平光江、近久勝彦、稲垣由里子（代理出席）、清原嘉美、林徳太郎、  
平田清美、富樫一美、大木元繁、喜多一之、谷川信吾、楠本剛、美馬持仁、  
森泉摩州子

### 【事務局】

障がい福祉課、労働雇用政策課、教育委員会特別支援教育課、  
教育委員会人権教育課

## 4 会議次第

i 開会

ii 議事

(1) 「徳島県手話言語条例」の制定について

(2) 「徳島県手話言語条例（案）」について

iii 閉会

(事務局)

当委員会の委員長を決めさせていただきたいと思います。「徳島県手話言語条例検討委員会設置要綱」第4条第2項の規定により、委員長は互選となっておりますが、ご推薦いただける方はいらっしゃいませんか。

(委員) 美馬委員に委員長をお願いしてはいかがでしょうか。

(各委員)

(「異議なし。」との発言あり。)

(事務局)

それでは、美馬委員に会長をお願いすることとさせていただきます。以後の進行は、美馬委員長をお願いします。

(委員長)

改めまして、美馬でございます。活発なご議論をいただきましたら幸いです。どうぞご協力をよろしくお願い申し上げます。

議事に入る前に、「徳島県手話言語条例検討委員会設置要綱」第4条第2項の規定により、「副委員長は委員長が指名する」と定められておりますので、この規定に従い副委員長を指名させていただきます。障がい者福祉についての高いご見識をお持ちで、長年幅広くご活躍されておられます、森泉委員に副委員長をお願いしたいと思います。

(委員)

はい。よろしく申し上げます。

(委員長)

ありがとうございます。次に議事録の公開についてお諮りします。本委員会の議事録について、県のホームページ上で、開示することとしてよろしいか。

(各委員) (「異議なし。」との発言あり。)

ありがとうございます。

それでは、議事に移らせていただきます。議事1と議事2について、あわせて事務局より説明をお願いします。

【議事1 「徳島県手話言語条例」の制定について】

【議事2 「徳島県手話言語条例(案)」について】

(事務局説明)

(委員長)

それでは、事務局の説明に対する御質問や御意見を委員の皆様からいただきたいと思えます。

(委員)

資料2-2の基本理念が(2)から始まっていますが、これは(1)ということでしょうか。

(事務局)

記載誤りです。ありがとうございます。

(委員)

「8 学校における手話の普及について」のところで、学校の設置者とは誰のことを指しますか。

(事務局)

特別支援学校や県立の高等学校、県立中学校の設置者は県になります。公立の小中学校は市町村が設置者になります。

(委員)

国立や私立の設置者は入らない、ということでしょうか。

(事務局)

国立や私立の学校とも連携していくという条文にしています。

(委員)

「8 学校における手話の普及について」のところで、(1)、(2)は聴覚障がいがある児童または生徒(聴覚障がい児等)が通学する学校とある。ここに聴覚障がい児が通っていない学校は含まれないということですか。

(事務局)

通常の学校においても、難聴学級や補聴器、人工内耳で勉強している子供もいるので、含まれます。

(委員)

この条例自体が県民全体に対して手話を理解してもらうためのものです。学校、地域の皆さんにご理解が広がればと思っています。そう考えると、一般の学校が手話の普及をしなければならぬと受け取ってもらえるのだろうかと思いました。聞こえない子供がいる学校とない学校では状況は変わってくると思います。「等」で含めてもいいのだろうかと思っています。ご検討いただけたらと思います。

(委員)

「8 学校における手話の普及について」の幼児、児童または生徒（以下、「聴覚障がい児等」という。）のところで、これは障がい者以外も含めていると今説明されましたが、それは違います。十分注意して分けして事務を進めていかないといけないですよ。

(委員)

委員がおっしゃった通り、(1)と(2)は聴覚障がい児に限定されると思います。ただ、(3)の学校教育で利用できる手話に関する資料の作成のところ、ここは広く児童を含めているということですね。

(委員)

聴覚障がい者の周辺だけを教育するのではなく、全体的に幅広く定めるような書き方をすればいいのではないですか。

(委員長)

生涯を通じ聴覚障がいを持つ児童だけではなく、持たない児童にも手話を学ぶ機会を与える必要があるということで、条例の文言についてはまた次回、検討していただくということでもよろしくをお願いします。

(委員)

「9 事業者への支援」のところで、事業者に対して働きやすい環境の整備のために、事業者に対して情報の提供、助言とありますが、この情報の提供というのは、聴覚障がい者個人の情報の提供なのか、どういう内容の情報提供をするということなのでしょう。

(事務局)

情報の提供というのは、ろう者の方がいらっしゃる事業所に手話通訳の派遣などができるといような情報の提供を想定しています。

(委員)

ろう学校を卒業した人が働く職場において、例えばろう者が1人の場合、全くコミュニケーションが取れません。挨拶や朝礼の際、内容が全くわからないという状況になり困っています。通訳をお願いしたいと言っても、会社のプライバシーの問題もあり、通訳を断るということもあります。普及がまだまだなと思っているところです。情報提供してもすぐには変わらないのではないかと思います。また、このような状況は老人ホームなどの介護施設の中でも同じことが言えます。この事業者の支援の中に施設も入れることは可能なのでしょうか。

(事務局)

この事業者の中に介護施設なども含まれます。

(委員長)

情報の提供の仕方、単に手話通訳の派遣ができますと言っても断られることがあるという状況を委員からお聞きしました。そこについても、条例制定後に施策として進めていく際に、現状に合った提供の仕方を考えていくということになると思います。

(委員)

手話通訳者の派遣が秘密の漏えいの関係で企業から断られるという現状をお聞きしまして、大きな問題だと感じました。音声を手話に返還するようなソフトウェアが開発中という話題を聞きましたので、今後必要な支援を考えていく中で、ご検討いただけたらと思います。

(委員)

手話通訳の派遣コーディネートを行っております。こちらのセンターには、聴覚障がい職員1人いますが、センターに手話通訳者が出張などでいない場合もあります。委員がおっしゃられたように、手話通訳者がいない場合に、アプリを使って、音声を文字で表す方法でコミュニケーションをとる場合もあります。また、筆談ボードというのを使い筆談で会話をする場合もあります。ただ、センター内では聴覚障がい者がいるっていうことを共有していますが、センターの外においても知ってもらうために、聴覚障がいの方に手話が必要とか、文字での情報が必要という理解が条例によって進めば、啓発がしやすいのではないかと思います。ぜひそのような条例になるようにしていただけたらと思います。

(事務局)

条例の中で具体的な文言は入れづらいところもあります。今様々なご意見をいただきましたので、条例制定後に参考にさせていただきながら、どのような情報提供や普及啓発の仕方が良いかというのを考えていきたいと思っています。

(委員)

他県において障がい者団体がサービスなどで困ったことをまとめている冊子がありますが、その中にも手話通訳を依頼したが、会社の情報が漏えいするということで断られたということが載っています。現在、手話通訳者にはどのような守秘義務が課されているのか教えていただけますか。

(委員)

手話通訳者は、講習会や学習会等の中で、守秘義務について重ねて学習をしています。ただ、守秘義務を守らなかった際の具体的な罰則などはありません。

(委員)

手話通訳者は薄給で、時給は1時間2000円です。そのような状況でも守秘義務は守っています。疑いを持たれると、活動ができないような状況になります。専門性を持っているということで、それなりの報酬をいただくというのが一般的ではないかとは思っています。聴覚障がい者の命と暮らしを守るために活動をしておりますので、そこはご理解いただきたいと思います。

(委員)

補足させていただきます。手話通訳者が派遣依頼先へ行った際に、漏えいの危機があるということで、誓約書など書類に一筆書いたという事例もあります。条例制定によって手話通訳の必要性を進めていただけたらと思います。手話が必要な人たちが、安心して働けない職場になってしまっているというのは大きな問題なので、それをなくすためにどのような方法があるかを考えていただきたいと思います。

(委員)

皆さん、手話言語についてはご理解いただきましたでしょうか。皆さんは聞こえており、生まれてから両親から言葉をかけられ、色々な言葉を覚えてきました。自分の考えも発言することができます。しかし、聞こえない人たちは目で見ることだけが真実です。手話がなかったら私たち聞こえない者は生きられません。学校にも行けません。手話言語は命と思っています。手話言語を守っていくために、手話が必要だと繰り返し言い続けてきました。どうぞよろしくお願いします。

(委員)

定義のところ、ろう者は聴覚障がい者のうち手話を日常言語として使用する者とあります。ろう者について調べてみると、色々な意味がありました。聞こえない人で手話を使ってない人、あるいは使えない人がいると思いますので、このように定義するのは無理があるのではないかと思います。

また、「9 事業者への支援」のところ、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備、となっています。聞こえなくて手話を使っていない人については、この中に含まれないのでしょうか。

(委員)

すべての聴覚障がいのある方が手話を使うことができるのかということですが、あくまでこの条例は手話言語条例なので、条例の中でのろう者というのは、手話を日常で使っている方という定義と理解していましたが、いかがでしょうか。

(事務局)

今委員がおっしゃったように、手話言語条例になりますので、手話言語を使う方を対象とした内容になっております。

(委員)

「11 財政上の措置」のところ、県としては普及の取り組みのために必要な財政上の措置をしていく予定と思いますが、すでに条例を制定済みである市町村は何か取り組みをされていると思います。この場合県はそのような連携をしていくのか、教えていただければと思います。

(委員)

三好市においては、平成28年に条例を制定しております。現在実施している取り組みとしては、毎月市の広報紙で手話についての記事を掲載しています。しかし、手話を言語として広めようとするのであれば、学校教育の場での手話の学習が必要なのかと感じています。三好市としては条例制定済みではありますが、予算措置をして施策を実施ということまでできていないのが現状です。

(委員長)

他の市町村の委員さんはいかがでしょう。

(委員)

予算措置については何もできていないと思います。今後県の動向に合わせながら、一緒にやっていけたらと思います。よろしく願います。

(事務局)

今回の条例案の「4 県の責務」として、市町村その他関係機関と連携すると書かせていただいております。条例制定後に施策を考えていく中で、市町村や関係団体の皆様と相談していきたいと考えています。その際はよろしく願います。

(委員)

手話言語条例の中に触手話について盛り込む予定はありますか。

(事務局)

県が条例案を作るにあたり、1度目に関係団体の方より様々なご意見を伺った際、触手話もあるということを知っていただきたいというご意見をいただいたので、前文の中に入れさせていただきました。その条例案を再度関係団体の皆さんに確認いただき、その後再度修正案をいただきました際、触手話の文言が消えていましたので、今回この委員会資料の条例案には、触手話の文言がないものをお示しさせていただきます。

ただ、触手話について入れてほしいというご意見があるのであれば、入れていきたいと考えています。ここに追加してほしいなどご意見がございましたら、ぜひおっしゃっていただけたらと思います。

(委員)

触手話について、ぜひ入れていただきたいと思います。

(委員長)

触手話について、分からない委員の方もいると思うので、説明していただけますでしょうか。

(委員)

触手話も使う手話は同じです。盲ろう者の手が上で通訳者が下にして手話をします。盲ろう者が表現する時には上下を交代します。手で実際に触れて手話を確認します。

(委員)

2回目に関係団体より示した条例案において、触手話が消えていたことについてです。当事者団体の方で集まって意見を出し合った際に、触手話を入れたいという思いが強かったのですが、触手話を入れると要約筆記もというように、条例に入れるものがどんどん増えてきてしまうのではないかと考えました。私たちが目指していた本来の手話言語条例とかけ離れてしまうのではないかと考えてのことです。決して触手話を省きたいという思いではないです。

(委員長)

施策を行う上では、触手話については含まれるという認識ですが、条例に触手話を入れるべきかどうかは第2回委員会までに検討いただくということで、事務局よろしくお願ひします。

(委員)

制定済みの他都道府県がかなりあるようです。参考になるかと思いますが、触手話についてどのくらい盛り込まれているか調べていただきたいと思います。

(委員)

地域活動支援センターやまももにおいて、先輩から手話を使う先輩のろう者の方より口話教育を受けたとか、聞こえなくても何と言ったかフィードバックしなさいと言われたなど教育を辛抱強く受けてきたという話を聞きました。旧優生保護法の裁判もありましたが、先輩方はいろいろな苦しみがありました。その苦しさを乗り越えて、幸せに生活できる社会を目指せるようにこの条例を進めていっていただきたいです。ぜひ皆さんご協力をよろしくお願いいたします。

(委員)

三好市は手話言語条例を県内で1番に制定していただきありがたいのですが、活動などが広がっておらず条例が眠っているのではないかと思います。三好市の広報紙などに少しでも手話のイラストが入ったようなものを掲載していただければと思います。

(委員)

三好市の毎月の広報誌の中で、4分の1ページくらいの紙面を使って、例えば「ありがとう」の手話はこのようにしますという記事を写真で掲載しています。

(委員長)

事務局においては、本日各委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、検討を進めていただきますようお願いいたします。それでは、進行を事務局へお返しします。

(事務局)

委員長ありがとうございました。委員の皆様方には活発なご議論いただきまして、ありがとうございました。本日いただきましたご意見、提案につきましては、必要な調査を進め、次の委員会までに、取りまとめて参りたいと考えております。

なお、第2回委員会につきましては、10月頃の開催を予定しておりますので、委員の皆様どうぞよろしくお願いたします。